

2018 年第 26 回埼玉県女子サッカーリーグ大会実施要項

主 旨：埼玉県女子サッカーの強化と普及を図り、合わせて新生女子サッカーチームの育成・定着をめざし、女子サッカーの発展に資する。

名 称：2018 年度 第 26 回埼玉県女子サッカーリーグ大会

主 催：公益財団法人埼玉県サッカー協会

主 管：埼玉県女子サッカー連盟 一般部会

期 間：1 部・2 部・3 部 平成 30 年 5 月～平成 30 年 12 月

参加チーム： 1 部

- 1) 浦和レッドダイヤモンドレディースジュニアユース
- 2) 東京国際大学女子サッカー部サテライト
- 3) ちふれ AS エルフェン埼玉マリ
- 4) 大東文化大学女子サッカー部
- 5) DBFC 楓昂
- 6) 白岡 SCL
- 7) ちふれ AS エルフェン埼玉マリ U-15
- 8) 埼玉県立入間向陽高等学校女子サッカー部
- 9) 大宮 FC エンジェルス 05
- 10) GRAMADO FC TOKINAN
- 11) FC Angeles
- 12) 越谷レディースファミリー

2 部

- 1) FC 熊谷プレシオッサ
- 2) SE フィリア FC
- 3) 十文字ベントスジュニアユース
- 4) 文教大学女子サッカー部
- 5) 上福岡女子 SC
- 6) FC JAM-G
- 7) 1FC 川越水上公園メニーナ U-18
- 8) 川口 FC スピリッツ

3 部

- 1) 妻沼毎日 FC セイントミュートス
- 2) 白岡 SCL+ (プラス)
- 3) 大宮 FC エンジェルス 09
- 4) 埼玉大学女子サッカー部
- 5) FC 楓昂 Lifelong
- 6) 大宮 FC エンジェルス
- 7) Nanryo-E-S (南稜エスタディオシスターズ)
- 8) 熊谷リリーズジュニアユース カサブランカ
- 9) 1FC 川越水上公園メニーナ セカンド

出場資格：(1)2018 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録されるチームであること。

(2)2018 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録される選手で、(公財)日本サッカー協会の選手証を試合時に携帯し、次の資格を有する者。

12 歳以上(中学生以上)の女子で他のチームに二重登録されていないこと。

(3)12 歳以上(中学生以上)の女子よりなる埼玉県女子サッカーリーグに登録されたチームおよび選手。

(4)選手は、当リーグ規定第 3 条に従った女性。

(5)リーグの定める『申込書』に必要事項を記入の上、下記の事務局に送付する。

(6)2 部及び 3 部は、2 チーム以上が合同チームとして参加することができる。しかし、この合同した参加チームは 1 部及び 2 部リーグへ昇格できない。

(7)外国人選手で、事情により他国のサッカー協会に登録しており、(公財)日本サッカー協会の手続きができない場合、原則としては禁止するが、半期以内の試合に参加する場合は、登録チームに参加を許可する。その参加チームは上位リーグへ昇格できない。

移 籍：(公財)日本サッカー協会の定める『選手移籍規定』による。

競 技：(1)埼玉県女子サッカーリーグ競技規則による。

(2)試合時間は、1 部は 70 分、2 部及び 3 部は 60 分とする。

ハーフタイムのインターバルは、1 部 10 分・2 部及び 3 部 10 分とする。

(3)雨天等による中止(順延)の決定は、当日の午前 6 時 30 分までに各部の会場運営責任者が各チームへ連絡する。

ユニフォーム：ユニフォームは必ず異色のもの 2 組を登録しなければならない。

ユニフォームへの広告は認める。但し、(公財)日本サッカー協会の「ユニフォーム規定」に基づき、所属協会を通じて(公財)日本サッカー協会の承認を得たものに限る。

背 番 号：リーグ登録に際して提出する『選手登録票』に必ず背番号を記入する。その背番号は個人固有のもので変更できないものとする。背番号の記入のない選手は、リーグに出場できない。ただし、2 部及び 3 部については、選手・チームの経済的負担を減らし参入し易くする主旨から、背番号は選手固有のものでなくても可とする。但し、同一試合で同じ番号を 2 名以上の選手がつけての出場は出来ない。

参 加 費：・埼玉県女子サッカーリーグ参加費

1 部リーグ：25,000 円、2,3 部リーグ：20,000 円

・参加費は下記口座に振込をする。

振込締切日 4 月 20 日(金)

振込先 埼玉りそな銀行 浦和東口支店 普通預金 3851496

埼玉県女子サッカー連盟 会長広羽良一(カイトウ ヒロハヨウイチ)

・選手登録 提出締切日 4 月 20 日(金)

・日程報告書 提出締切日 4 月 20 日(金)

審 判：審判員は審判委員が手配し、1 部は主審と副審を派遣、2,3 部は主審のみ派遣、副審はチーム帯同とする。第 4 審は全てチーム帯同とする。ただし、1 会場 1 試合の場合は全て派遣とする。

大会運営委員会：

委員長 森田 貴美子（女子連盟理事長）
副委員長 駒場 康彦（一般部会長）
審判委員 渡辺 典子（女子連盟審判委員長）、小野寺 秀夫（女子連盟審判委員）
委員 竹内 謙司（一般部会事務局）大須賀まき（一般部会会計）、川本 竜史（リーグ事務局）

埼玉県女子サッカーリーグ事務局：

〒355-8501
埼玉県東松山市岩殿 560
大東文化大学スポーツ科学科 川本研究室気付
TEL： 090-4122-0898
Mail： sswsl.daito@gmail.com

埼玉県女子サッカーリーグ競技規則

第1条 名 称

このリーグは、埼玉県女子サッカーリーグという。

第2条 目 的

埼玉県女子サッカーリーグは、埼玉県内における女子のサッカー技術の向上と健全な育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。

第3条 選手の資格

このリーグに参加することのできる選手は、（公財）日本サッカー協会ならびに（公財）埼玉県サッカー協会に登録したチームに登録された下記の選手であり、かつスポーツ保険に加入している選手でること。

- (1) 12 歳以上(中学生)の女子
- (2) 他のチームに二重登録されていないこと。

第4条 外国籍選手

5 名まで登録できるが、試合出場は 1 試合を通して 3 名までとする。ただし、学校教育法に定める学校の単独チームの登録人数は制限しないが、試合出場は 1 試合 3 名までとする。

第5条 選手の登録

- (1) 選手の登録は、1 チームの選手数に制限を設けない。
- (2) 登録は所定の用紙に記入し、リーグ事務局に提出する。
- (3) 登録は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、追加の場合は、登録日より 3 月 31 日とする。試合の出場は Web 登録及び登録料納付後、リーグ事務局に水曜日までに登録することで土曜日より出場することができる。

第6条 移籍

（公財）日本サッカー協会の定める「選手移籍規定」による。

第7条 審判員

(1) 審判員は本会に登録した公認審判員か、4 級以上の公認審判員とする。ただし、1 部の主審は 3 級以上とする。2・3 部の主審については 3 級以上もしくは 3 級取得を目指す 4 級審判員（この場合、インストラクターを付ける）とする。

- (2)各チームは、選手の登録と同時に、審判員2名以上を登録する。
- (3)主審は試合終了後、審判報告書を作成し会場運営担当者に提出する。会場運営担当者は、速やかにリーグ事務局に提出しなければならない。
- (4)審判員に謝礼を支払う。(主審 3000 円、副審 2000 円、4 審 1000 円)

第 8 条 組分け及び試合

- (1)本リーグは1部リーグ、2部リーグ、3部リーグとする。
- (2)1部リーグ12チーム、2部リーグ8チーム、3部リーグは残りのチーム数。
- (3)試合は、各リーグは各チーム1回の総当たり戦を行う。
- (4)試合時間は、1部70分、2・3部は60分としPK・延長戦は行わない。ハーフタイムのインターバルは、各リーグ10分とする。

第 9 条 試合の成立

- (1)試合時の人数は7名以上とする。
- (2)各チームのメンバー用紙は交替要員を含め、当該試合のキックオフ60分前までに、会場運営担当者に提出しなければならない。
- (3)メンバー用紙提出後、キックオフまでに先発メンバーの選手が出場不可能になった場合、交替要員のうちから補充することはできるが、交替要員の補充並びに変更は認めない。

第 10 条 選手の交代等

選手の交代は、試合登録(20名以内)された選手から、主審の許可を得て、前後半を通じ、ゴールキーパーを含め交替要員から7名以内とする。

ベンチに入ることのできるコーチは5名以内(医療関係者含む)とする。

選手への指示は、テクニカルエリア内より行う。(テクニカルエリアを設ける)

試合球は(公財)日本サッカー協会検定球で、5号縫いボールとする。

原則として当該チームの持ち寄りとする。尚、主審がボールを承認する。

第 11 条 順位の決定

- (1)リーグの期間は1年間で、各部1回の総当たりで順位をきめる。
- (2)順位は勝点の多い順によるものとし、勝点は勝者3点、引き分け1点、敗者は0点、棄権チームは0点とする。勝点が同点の場合は、次の順序によるものとする。
 - a) 全試合の得失点差(全得点ー全失点)の多い順
 - b) 同じ場合は次の順により決定する。
 - 1) 得点数が多い順
 - 2) 当該チームの対戦成績
 - 3) すべて同じ場合は同順位にするが、第12条の入れ替えにかかる場合は、順位決定戦を行う。

第 12 条 入れ替え(自動昇格、降格)

選手資格は(公財)日本サッカー協会に登録された選手で、各リーグに登録されていること。

- 1) 1部優勝チームは関東リーグ出場チームとの入れ替え戦に参加できる資格権利を有する。但し、優勝チームがその権利を辞退した場合は次順位のチームが権利を得ることが出来る。
- 2) 第26回大会に限り、1部下位4チームは2部へ降格し、2部上位2チームは1部へ昇格する。2部下位2チームは3部へ降格し、3部上位2チームは2部へ昇格する。但し、1部優勝チームが関東リーグへ昇格した場合は、1部の下位1チームが2部へ降格する。又、1部チームが辞退した事で1部チームが10チームを満たさない場合は、2部へ降格した1

部チームが優先して1部の権利を得る。関東リーグより降格したチームがあった場合は1部下位2チーム+ 関東リーグ降格チーム数が2部に降格、2部下位2チーム+関東リーグ降格チーム数が3部に降格する。

3)昇格を辞退希望するチームはリーグ総会にて決定する。

第13条 試合日程

決定後の試合日程は原則変更しない。ただし、正当な理由（雨天、学校行事、上位大会、不測のグラウンド予定変更等）と実行委員が認めた場合は延期できる。その場合、費用の増加分は当該チームが負担する。

第14条 複数チームの参加

リーグの目的から、1クラブ複数のチーム参加を認めるが、参加チームは次の事項を厳守すること。

(1)リーグ名簿に登録された選手を、同クラブチーム間の下位リーグから上位リーグへの追加登録を後期に5名まで認める。但し、同リーグ内での登録変更は認めない。前期・後期が定かでない場合は、上位リーグ内の全チームが試合数の半数を消化した以降に追加登録を認める。

第15条 罰則規定

未登録の選手が出場した事が発覚した場合、当該チームに対しては、その試合を不戦負とする。

(1) 警告：各リーグ2回、主審より警告を受けた選手は、次の1試合の出場を停止する。

(2) 退場：本リーグにおいて主審より退場を命じられた選手は原則として次の1試合の場を停止する。ただし、著しい不正行為により退場を命じられた場合、その選手は規律委員会において決定された期間、試合の出場を停止とする。規律委員会構成員は、女子委員長（又は理事長）・一般部会長・審判委員長・リーグ事務局とする。

(3) 懲罰の決定・適用

懲罰の検討が必要となる事案が発生した場合は、（公財）日本サッカー協会の懲罰規定を踏まえて、一般部会役員会において審議・決定する。

第16条 不戦勝

相手チームの棄権により不戦勝になったチームの得点は5対0とする。

第17条 附則：

(1) 荒天のほか、不測の事態での処理は下記の通りとする。

1. 雷の予兆があった場合は、試合を中断或いは中止とする。審判員と係連し会場責任者が決定する。

2. 雷以外（荒天など）での中断について、中断時間は20分間を限度とし、20分以内に回復しない場合は、雷による中断要綱を準用する。

3. その場合の処置については次の通りとする。

① 試合開始前の場合。

開始遅延20分を経過して開始不可の場合は再試合とする。

② 試合開始後の中断で、20分経過して再開不可の場合。

前半を未消化の場合は再試合とする。前半を終了した場合は、その時点でのスコアにより勝敗を決定する。その他の試合ルールについては、（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。